

議長／皆さん、おはようございます。

ただいまより、平成 27 年 11 月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 90 号議案及び報告第 16 号、報告第 17 号の 3 件を一括上程いたします。

日程第 1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

山口昌宏議会運営委員長

山口昌宏議会運営委員長／おはようございます。

議会運営委員会の答申を申し上げます。

平成 27 年 11 月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第 1．会期及び会期日程について、第 2．付議事件の委員会付託の可否について、以上 2 項目でございます。

本臨時会において審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました、補正予算議案 1 件、報告 2 件であります。

協議いたしました結果、第 90 号議案は、所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

また会期は本日 13 日の 1 日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 13 日の 1 日間と決定いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 13 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、7 番池田議員、11 番山口裕子議員、15 番末藤議員の以上の 3 名を指名いたします。

日程第 3．市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

平成 27 年 11 月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

平成 27 年度武雄市一般会計補正予算第 5 回では、危険空き家対策や空き家の利活用を図るため、空き家情報及び利活用情報見える化事業が、国の地方創生関連事業の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事业分（タイプⅠ）に採択されましたので、危険空き家対策や空き家の利活用のためのデータベース整備に係る委託料等の関係経費をお願いいたしております。

また周辺部に住宅を整備し、移住、定住しやすい、戻ってしやすい環境の整備を図るため、周辺部住宅整備事業ウェルカムタケオハウス（仮称）事業に取り組むことにいたしました。つきましては、これに係る用地購入費等の関係経費をお願いいたしております。

以上、9 月議会後、緊急に対応すべき事業として、本臨時会に提案を申し上げる次第でございます。

このほか専決処分について御報告をいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第 4. 第 90 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

北川総務部長

北川総務部長／皆さん、おはようございます。

第 90 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出の総額に 1,870 万円を追加し、補正後の総額を 246 億 1,187 万 7,000 円とするものであります。

それでは予算説明書の（4）ページをごらんください。

2 款 2 項 2 目の地域振興費では、空き家情報及び利活用情報見える化事業に係る委託料をお願いしております。

これは、国の地方創生関連事業の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（タイプⅠ）を財源とし、空き家に係る実態調査の実施とデータベースの構築を図

るとともに、空き家活用のアイデア集や、PR 用の映像等を作成するものがございます。

また武雄市地方創生戦略「☆スター戦略☆」にもうたっております、周辺地域の住宅整備事業ウェルカムタケオハウス（仮称）でございますが、この事業の一環といたしまして、武内町及び若木町に住宅用地の確保を図るため、２款１項４目の財産管理費で旧武内公民館の解体工事費を、２款２項２目の地域振興費では若木町の住宅用地の取得費及び造成費をお願いするものでございます。

これにつきましては、財源といたしまして予備費を減額いたしております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／第 90 号議案に対する質疑を開始いたします。

20 番 牟田議員

牟田議員／２点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

まず１点目は、空き家実態調査執務業務委託料なんですけども、まあ空き家はどんなものか調査して、システム構築するということなんですけども、今ちょうど消防団でいろんな消火栓とか水利とか、こう調査してもらうというのもあってるんですけど、これ 12 月議会で言おうと思ってたんですけども、例えば、そういうのもマップ上におとせるような、拡張性のある、どうせ空き家調査で、それともう一つ地方創生でくるので、そういうふうなシステム拡張ができるような委託料として考えていらっしゃるのか。

もう１点は、空き家活用アイデア募集業務委託料 270 万。

この分はちょっと私、説明受けていないので、270 万、ここアイデア募集というのが大きくて出ているので、270 万というのがちょっとよくわからないのがあります。

１つの例として、大関酒造跡をだいぶ前に買ったんですけども、そのときも数百万か、これに近い金額の活用アイデア委託料というのが出たんですけども、そのとき結局何にもならなかったんですね、それだけのお金かけて。

何かそれを彷彿させるような感じの予算だったので、この２点をお伺いしたいと思います。

議長／北川総務部長

北川総務部長／空き家管理システムの内容といたしましては、実態調査を踏まえまして位置情報を地図上に表示をし、空き家の基本情報、いわゆる住所、あるいは所有者、構造、築年月日というような基本情報並びに現地の調査シート、それから現況写真、履歴のデータなどをファイルをしていきたいというふうにして、利活用の可能な空き家、あるいは危険な空き家について、その段階に応じて色分けをして一目でわかるようなシステムをつくりたいというふうに考えております。

この分について、特に空き家で利活用ができるもの等につきましてはですね、オープンデータとして、今ホームページ、お住もう部屋というのをつくっておりますが、ここの連絡を連携をしながら、利用者にわかりやすいシステムにしたいというふうに思っております。

御指摘のように、いろんな防災上の問題とか安全マップですね、そういったものにも活用できるように、その拡張性につきましては対応していきたいというふうに考えております。それから、アイデア集の活用についてということでございますが、このアイデア集については、今空き家がたくさんあるわけですがけれども、空き家の利活用、それから周辺地域での地域の居場所づくりにも使えるんじゃないかと。

単なる移住、あるいは定住についての空き家の活用というばかりか、地域住民のよりどころとなるような居場所づくりというふうなものも念頭におきまして考えております。

また、こういった空き家を利活用にするについては、お住もう部屋が窓口で今対応いたしておりますけれども、地域の人材ですね、支援員さんとか、先に移住をした方とか起業家とか、それから地域に NPO 等の事業、活動を展開して情報をお持ちの方等についての人的マップも作成をしようかというふうに考えておりまして、これも御指摘のとおり、つくったモチで何の活用ができないというふうなことはならないように、今回そういった活用も踏まえて十分検討していきたいというふうに考えております。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／1 番目というか、空き家の実態調査のほうは大体わかりました。

そしたら、こうデータを出すという危険空き家のほうは危険空き家で対応する。

そしたら、今度公表できる住宅ですかね、それについては、市が 1 軒 1 軒あたってこれをホームページに載せていいですかという格好で、ずっと職員さんがまわって載せるということだと思いますけども、そこへの(?)確認と、その次のアイデア集というのは、こんなアイデアがあります、こんなアイデアがありますというのを、委託先が 30 なら 30、50 なら 50 こういうのがありますよというところで終わりなのか、それにこの地元の意見というんですかね、そういう市内の意見というか、そういうのも合わされて、そういうのができていくのかですね、それか業者から出したのをいただくという、なっているのかをお尋ねします。

3 点目としては、今度土地の 500 万というのは、結局アパートを何戸つくる分の用地なのかですね。

そして、家賃保証をされると言われたんですけども、定期借地権で 25 年保証するのかですね、その辺のことについても、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長／北川総務部長

北川総務部長／まず、空き家の情報についてでございますが、今回、実態調査を実施をするわけですが、実態調査につきましては、所有者にアンケート調査も実施をいたします。

その際に、この分について、利用できる分については、空き家バンクに登録をお願いをした上で、御紹介していくというふうなことで、所有者の了解を求めているからお願いをしていくつもりでございます。

それと、アイデアについては、聞き取り調査を今、NPOとか先に移住をした方とかいうふうなことで、聞き取り、こういった方も人的マップのほうに載せていくわけですが、そういった活用については、ただ単に私たちが事務的に業者に委託してつくるばかりではなく、地元の意見の意向も聞いていきたいと。

特に周辺地域でございます。

先の9月議会では、まちなみ創造事業ということで、町中の話しをしましたけれども、今回については空き家情報、周辺地域を中心にやりますので、そういった利活用についても、周辺の、各町が全部同じではございませんので、いろんな取り組みがございますので、そういったものも含めて、取り入れていきたいというふうに考えております。

それと、用地取得費でございますが、今500万で計上しております用地につきましては、2戸分を予定をしております、面積的には160坪ぐらいでございますので、この分については、利権ぐらいの手当ができるのではないかと考えております。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／大体わかりました。

それで2戸ということで、普通、アパート8戸くらい一番経営的にはなりつくと思うのですが、まず2戸、例えば今度する人が決まったとか、そしたらまた、その次も拡大できていくのか、もうとりあえず、2戸でその地区は終了なのか、そこについてお聞きします。

議長／北川総務部長

北川総務部長／9月議会でお話をしておりましたのは、武雄市が用地を取得をして、対象となる5町に周辺住宅を準備をしていくということで、御説明しとったかと思えます。

各町に、移住の引き合い、それぞれ温度差があるわけですが、大体4戸を最大に準備をすればいいのではないかと考えております。

そういうことで、各町にまず最初、一挙に4戸準備できるところもあるでしょうし、2戸、1戸から準備ができるというふうなところもあると思いますので、それは状況に応じて対

応していきたいというふうに考えております。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／さっきの定期借地権の話と家賃保証の件をお願いします。

議長／北川総務部長

北川総務部長／この土地については、市が取得をして事業者に対して、無償対応をするというふうなことで申し上げておりますが、当初は、公有交財産の貸し付けに対する規則の 10 年を適応を想定をいたしておるところでございます。

将来的にはその分について、買っていいよと、あるいは譲渡してほしいというふうな話も出てこようかと思っておりますので、その分も含めて見当したいというふうに考えております。家賃保証と言いますか、その家賃保証についてはですね、民間事業者に対しまして建築をお願いするわけございまして、その建築をお願いするにあたっては、周辺地域でありますので、通常の町中のアパート建設とは若干に意味合いが違って採算が取りにくいという事情がございます。

そういったことで、できるだけ事業者の負担を減らすと、家賃を含めてのリスクを減らすということで、だいたい補助率の 5 割と、上限を 5 割ということで設定をしています。

議長／静かに。

24 番 谷口議員

谷口議員／今の周辺地域に対するですね、そういうふうな活性化の問題が提議されて非常にいいことだと思いますけども、中心市街地の中の空き店舗、空き家、そういう対策についても、それはそのまま引用されるわけですか。

議長／今の、答弁できますか。

90 号議案に対する、今質疑を受けております。

宮本議員は先ほどね、ちゃんと指名をして、3 回目ちゃんと指名しておりますので。

ほかに質疑はございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／一昨日、総務常任委員会が実施されました。

そこにはちゃんと、今の質疑についてはちゃんと説明されて 5 町と。

議長、これについて、私は今のは、ちゃんと答弁するべきだと思いますのであとで処置し

てください。

でないと、わからないと思います。

私は、総務常任委員でしたから資料をいただいて5町と、対象区域5町とありますから。

議長／それは、今答弁されましたよ。

5町と言われましたよ。

江原議員／じゃあ撤回します。

4ページですけど。

旧武内公民館の解体工事ですが、これは今現在の敷地は市の敷地ですか。

これを武内の場合は、市の場合やったら無償譲渡すると。

若木の場合は、土地購入費ということで、造成費含めて計上されているわけですので、これは市が買い取って造成すると。

今ちょっとケースが違うわけですけど。

若木の場合は、これ場所はどこになるんですか。

まず、その点お願いします。

議長／北川総務部長

北川総務部長／若木町の対象用地ということですが、これは若木町の中心であります**
*の中にあります、若気小学校から1キロ圏内のところにある住宅用地でございます。

議長／23番 江原議員

江原議員／武内の、今度、無償。

若木の場合、その該当する平米はいくらですか。

それとあわせて、この周辺部対策ということで、入居条件として市外からの入居希望者を優先し、特に教育事業者を最優先するということの説明がございましたけど、この理由についてお願いします。

議長／北川総務部長

北川総務部長／若木町の用地につきましては、先ほど申しました160坪程度でございます。それから、教育移住を優先するのかというお話してございますが、今回この周辺住宅整備事業につきましては、周辺地区の人口減少が著しいということで、それに歯止めをかけたリ、あるいは活性化対策にしていくというふうなことを考えておりまして、移住並びに定

住ということを眼目としております。

そうした中で、周辺５町の中で、花まる学習、官民一体型学習の取り組みをしているのが、既に武内、東川登、それから、来年から若木町、それから橘町がございます。

そういった政策的に取り組んでいる中で、やはり住む場所がないと、なかなかそれも進まないというふうなこともありまして、その準備も含めて政策的に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

６番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／１６番議員の関連になってくるかと思えますけども、補助率を５割というところで考えているということで答弁があったかと思えますけども、建築費の５割、あるいは家賃の５割を補助率として考えているということで理解していいのかどうか、ちょっとお尋ね事項させていただきたいと思えます。

議長／北川総務部長

北川総務部長／先ほど５割というふうに申しましたが、ベースは建築費でございます。

議長／ほかにございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

>なし

討論をとどめます。

これより、第９０号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 90 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5. 報告第 16 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／おはようございます。

報告第 16 号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

これは、市道溝ノ上線において、落石がございました。

そこで発生をいたしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成 27 年 10 月 9 日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 第 2 項の規定により、御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、平成 27 年 6 月 6 日午前 4 時頃、市道溝ノ上線を通行中、道路上の落石に乗り上げてまして、乗用車の底部を破損させたというものでございまして、双方の過失割合はお互い 5 割ということでございます。

車両の修理代として、36 万 1,686 円を支払ったものでございます。

道路管理者として、深くお詫びを申し上げます。

なお当該箇所につきましては、落石防護柵を設置をいたしまして、落石対策を講じております。

今後、さらなる危険箇所の点検、また道路パトロールを行いまして、再発防止に努めることにしております。

以上、御報告申し上げます。

議長／報告第 16 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

報告第 16 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 6 号. 報告第 17 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

北川総務部長

北川総務部長／報告第 17 号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の 2 ページをごらんください。

これは職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成 27 年 10 月 26 日付けで専決処分をいたしましたもので、御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、平成 27 年 5 月 7 日の午前 10 時 20 分頃、市役所駐車場において、車庫より公用車を出す際に左右を十分に確認せず前進したため、右側から走行してきた原動機付き自転車に接触をして、相手方運転者が負傷されたもので、損害賠償の額は 71 万 659 円でございます。

職員が基本的な注意を怠り、事故を発生いたしましたことに対して、深くお詫びを申し上げます。

なお当該職員につきましては、厳重に注意をし、再発防止のため 15 日間の公用車の運転禁止を指示をし、これを実行しておりますが、さらに警察署による交通安全講習を 10 月 27 日に受講をさせております。

以上、御報告申し上げます。

議長／報告第 17 号に対する質疑を開始いたします。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／先ほどの報告と今の報告を含めて、今の報告におきましても、前回の議会のときにも競輪場でやったと。

そのときにも今後このようなことがないように十二分に職員に対しても指導、監督をしたいと***。

そしてまた今回も職員の不祥事があったということで、本当にその気があって言っているのかということを含めて、今後本当に考えていただきたいと。

それで、前の説明の中でですね、溝の上のところでの石に乗り上げての事故の話もありますけれども、今、あの溝の上線を通ってもらったら、夜通ってもらったら、本当によくわかると思うんですけども、あのわだち。

結局台数が多いために、わだちができるわけですね。

そういうふうなことを含めてですね、やっぱり市道ということをよく考えて整備をしてくださないと、今のあの溝ノ上の市道やったら事故が起きても何ら不思議はないというような感じがするわけですね。

だから今後、事故も含めて、道路管理者として注意をしていただきたいと思うわけです。

けれども、その点についていかなものでしょうか。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／議員、御指摘のとおり、市道溝ノ上線につきましては、大型車両の、かなり通行しておりまして、わだちができております。

その補修事業につきましては、早速、今工事を発注をしているところでございまして、路面のクリップ等(?)の補修をかけたいというふうに思っているところでございます。

今後そういう危険箇所等もあれば、十分調査をいたしまして、事業に取り組みたいと思っております。

以上でございます。

議長／北川総務部長

北川総務部長／先ほどの山下部長のほうからは道路管理ということでございますが、総務部としましては職員管理でございます。

これにつきましては再三、御指摘をいただいております、私どもも研修会の折、あるいは交通安全講習会等の折にもですね、職員に対する自覚を十分持つようにということは、注意をいたしておるところでございます。

嚴重注意という言葉は形骸化しないように、さらに強く求めていきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

議長／ほかに質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

報告第 17 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 27 年 11 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

どうも、お疲れ様でした。